

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	枚方市 子どものための教育・保育給付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

枚方市は、子どものための教育・保育給付に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

枚方市長

公表日

令和8年3月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子どものための教育・保育給付に関する事務
②事務の概要	・子ども・子育て支援法の規定に基づき、小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援を行うため、保育所・幼稚園・認定こども園等の利用を希望する児童への施設型給付・地域型保育給付に係る支給認定事務を行う。 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務で特定個人情報を取扱う。 ①支給認定を受けるための申請の受理、審査、支給認定証交付 ②諸届による支給認定の変更、支給認定証の修正 ③市外転出等の認定取消
③システムの名称	子ども・子育て支援システム、庁内連携システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム(番号連携サーバ)
2. 特定個人情報ファイル名	
保育児童台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法別表127の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表155の項 【提供】 情報提供ネットワークシステムによる情報提供は実施しない。
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども未来部保育幼稚園入園課
②所属長の役職名	保育幼稚園入園課長
6. 他の評価実施機関	
枚方市教育委員会(学校教育部 学校支援課)	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市役所 総務部 コンプライアンス推進課 072-841-1294
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市役所 子ども未来部保育幼稚園入園課 072-841-1472
9. 規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、必ず複数人での確認を行った上で係長の最終確認を経ることとしている。</p> <p>また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有する。 ・ これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。 ・ マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・ 特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・ 廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 <p>これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>	

9. 監査	
実施の有無	[] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	漏えい、滅失、毀損を防ぐために、物理的安全管理措置や技術的安全管理措置を実施している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月14日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	子ども青少年部子育て支援室	子ども青少年部子育て支援室保育幼稚園課	事後	
平成29年7月14日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	横尾 佳子	菊地 武久	事後	
平成29年7月14日	I 関連情報 8. 特定個人ファイルの取り扱いに関する問い合わせ連絡先	枚方市役所 子ども青少年部 子育て支援室	枚方市役所 子ども青少年部 子育て支援室 保育幼稚園課	事後	
平成29年7月14日	I . 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	事後	
平成29年7月14日	I . 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法 第9条第1項 別表第一第94項 ※現時点での番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令に規定なし	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法別表第1の94の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第68条) ・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の20の項(同条例施行規則第21条) ・同法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する法別表第2の116の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2) 	事後	
平成29年7月14日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は几人か	平成27年6月1日時点	平成29年6月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月14日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいつ時点の計数か	平成27年6月1日時点	平成29年6月1日時点	事後	
平成29年7月14日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第一第94項 ※番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令に規定なし。	【照会】 ・番号法別表第2の116の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2) 【提供】 ・同表の116の項(同命令第59条の2)	事後	
平成31年3月29日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	・番号法別表第1の94の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第68条) ・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の20の項(同条例施行規則第21条) ・同法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する法別表第2の116の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2)	・番号法別表第1の94の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第68条) ・同法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する法別表第2の116の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2)	事後	
平成31年3月29日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【照会】 ・番号法別表第2の116の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2) 【提供】 ・同表の116の項(同命令第59条の2)	情報照会: 番号法別表第2の116の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2) 情報提供: 実施なし	事後	
平成31年3月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署①	子ども青少年部子育て支援室保育幼稚園課	子ども青少年部保育幼稚園課	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署②	菊地 武久	課長	事後	
平成31年3月29日	I 関連情報 8. 特定個人ファイルの取り扱いに関する問い合わせ	子ども青少年部子育て支援室保育幼稚園課	子ども青少年部保育幼稚園課	事後	
平成31年3月29日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年6月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年3月29日	IVリスク対策	なし	項目追加	事後	
令和8年3月13日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法別表第一の94の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令68条) ・同法第9条第2項及び同行の規定による同条例第3条第1項に規定する法別表第2の116の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2)	番号法別表の127の項	事後	
令和8年3月13日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	情報照会: 番号法別表第2の116の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2) 情報提供: 実施なし	【照会】 番号法別表第19条第8号に基づく主務省令第2条の表155の項 【提供】 情報提供ネットワークシステムによる情報提供は実施しない。	事後	
令和8年3月13日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	子ども青少年部保育幼稚園課	子ども未来部保育幼稚園入園課	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月13日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長	保育幼稚園入園課長	事後	
令和8年3月13日	I 関連情報 6. 他の評価実施機関	枚方市教育委員会(学校教育部 学務課)	枚方市教育委員会(学校教育部 学校支援課)	事後	
令和8年3月13日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	郵便番号573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市役所 総務部 コンプライアンス推進課	郵便番号573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市役所 総務部 コンプライアンス推進課 072-841-1294	事後	
令和8年3月13日	I 関連情報 8. 特定個人ファイルの取り扱いに関する問い合わせ 連絡先	郵便番号573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市役所 子ども青少年部 保育幼稚園課	郵便番号573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市役所子ども未来部保育幼稚園入園課 072-841-1472	事後	
令和8年3月13日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和8年3月13日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	新規項目	十分である	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月13日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か 判断の根拠	新規項目	<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、必ず複数人での確認を行った上で係長の最終確認を経ることとしている。</p> <p>また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有する。 ・ これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。 ・ マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・ 特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・ 廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 <p>これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>	事後	
令和8年3月13日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策	新規項目	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	
令和8年3月13日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	新規項目	十分である	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月13日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠	新規項目	漏えい、滅失、毀損を防ぐために、物理的安全管理措置や技術的安全管理措置を実施している。	事後	